

ふるさとの森の拡張について

市民生活部 環境課

1. 概要

日高市では、市民に愛され、親しまれている緑地を保全するため、日高市環境保全条例に基づき、ふるさとの森を指定しています。

現在、第1号地である日和田山、第2号地である高指山周辺に続く、ふるさとの森の拡張について検討を進めているところです。

今後、候補地を決め、地主との交渉等を行っていきます。

2. 現在の指定地

(第1号地) 平成10年10月1日 日和田山

(第2号地) 令和3年10月1日 高指山周辺

【これまでの指定場所】



【表示板】



3. 環境審議会の役割

環境保全条例第22条第2項の規定により、市長はふるさとの森を指定しようとするときは、あらかじめ日高市環境審議会の意見を聴かなければならないこととされています。

4. 候補地（案）

- ・物見山、富士山（白銀平の周辺）など
- ・高指山（2号地）の拡張

5. 今後のスケジュール

令和6年度 指定候補地選定・地主交渉

令和7年度以降 環境審議会への意見聴取、指定、記念植樹会等